

次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく 有限会社 竜王興産 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年 7月 1日～令和9年 6月30日まで

2.目標と取組内容・実施期間

目標1： 女性のキャリアアップに向けた研修の受講回数を男性と同水準以上の一人当たり（女性活躍法） 年3回以上とする。

<取組内容>

- 令和7年 7月～ 女性の研修受講者を増やすため、研修案内が公開された際にLINEWORKSを活用して迅速かつ一斉に通知を行う。
- 令和7年 8月～ 女性社員を対象としたキャリアアップ意識の向上を目的とした研修に参加する。

目標2： 令和9年6月までに年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間（次世代育成支援対策法） 6.5日以上とする。

<取組内容>

- 令和7年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和7年 8月～ 年次有給休暇の取得促進のための案内をLINEWORKSを活用して一斉に通知を行う。
- 令和7年 8月～ 今年度の計画付与日もLINEWORKSで一斉に通知を行う。

目標3： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度（女性活躍法） の周知のための研修を年1回以上行う。

<取組内容>

- 令和7年 7月～ 制度に関する要点をまとめた資料等を作成して研修会を実施する。